

# 久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和4年5月6日(金)午後1時25分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村田正己
2番	山口吉広
3番	久乗清和
4番	上田幸子
6番	中村日出美
7番	田中壽嗣
8番	内田裕夫
9番	石塚義博
10番	辻村忠雄
11番	南和弘
12番	芳川清志
13番	林勉
14番	森一博
15番	井上文彦
16番	神原均
17番	内田孝司
18番	川嶋久治
19番	吉田武
20番	林吉一

4. 欠席委員

5番	上田隆健
----	------

5. 会議録署名委員            1 1 番 南            和 弘  
   1 2 番 芳 川 清 志

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山 澤 貴 志 子
農業委員会事務局	籾 内 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀
農業委員会事務局	三 宅 七 聖

7. 議 事

- |         |  |
|---------|--|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について<br>( 3 条許可)               |
| 議案第 2 号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について<br>( 納税猶予 ( 入口 ) )        |
| 議案第 3 号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の<br>確認について ( 納税猶予 ( 出口 ) ) |
| 議案第 4 号 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の決定に<br>ついて ( 利用権設定)      |
| 議案第 5 号 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の決定に<br>ついて ( 所有権移転)      |
| 報告第 1 号 | 農地形状変更事業について ( 農地形状変更事業)                         |
| 報告第 2 号 | 農地の使用貸借解約通知書について<br>( 使用貸借の合意解約)                 |

8. 会議の経過

(事務局長)

皆さまこんにちは。少し時間早いんですが、委員の皆さまおそろいですので、これから令和4年第5回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないように配慮をお願いいたします。

本日は上田隆健委員より欠席届をいただいておりますので報告をさせていただきます。本日の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

また、さる4月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略いたします。

4番 上田幸子委員

6番 中村委員

8番 内田裕夫職務代理者

17番 内田孝司委員

になります。事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案につきましては、お手元に資料を配付しているとおりでございます。

本日の議案につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可) 3件

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について(納税猶予(入口)) 2件

(会長)

議案第3号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の 利用状況の確認について (納税猶予(出口))	1件
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1 項の決定について(利用権設定)	8件
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1 項の決定について(所有権移転)	4件
報告第1号	農地形状変更事業について (農地形状変更事業)	1件
報告第2号	農地の使用貸借解約通知書について (使用貸借の合意解約)	1件

以上でございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名をいたします。11番の南委員、12番の芳川委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

それではまず、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

それではまず、現地調査の報告を調査委員よりお願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第1号受付番号17から受付番号19の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われ  
ます。以上。

(会長)

続きまして、議案第1号受付番号17について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号17について議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおり

(事務局)

です。こちらの案件は、亡くなった方の遺言書により、財産の一部を指定して相続させる特定遺贈の案件になります。本日、机の上に置かせていただいている参考資料のほうをご覧ください。遺贈についての簡単な説明が記載されております。今回の案件のように、法定相続人以外の者に特定遺贈をする場合には、図の真ん中のとおり、農業委員会の許可のほうが必要になります。この場合、申請者は被相続人ではなくて、原則、遺言書で指名されている遺言執行者とすることとなっておりますので、譲受人の欄には、被相続人の遺言書で指定された遺言執行者の弁護士さんのほうの名前が記載されております。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書2ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、議案第1号受付番号17の説明が事務局よりございました。参考資料も併せて説明があったわけでございますけども、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。はい、●●委員。

(●●委員)

今の特定遺贈のやつはそれでわかるんですけどね、この譲受人、●●、これなんて言うの、●言うんですか。これがね、うち隣ですわ。全く農業してるようには思えない。思えないというより全くしてないと思います。だから、言うたら虚偽やねこれ。この人が譲受してるということで、従事者これ3人で300日かかっているということ、全くないと思います。これもう聞いてもうたらわかると思います。だから、こんなこの申請書でいけるんかどうかね。農業委員会どこまでチェックしはったか、これ遺言執行者、●●、なんとか

(●●委員)

いう人ですか、この人が代理人になってやってると思うんやけどね。もっとまともなこと書いてくれんことには、こんなもんでよう賛成しませんわ、私。この項だけ、この特定遺贈いうのはわかりますよ、どこまでチェックしはったのかやね。

(会長)

はい、事務局。

(事務局)

代理人さんのほうに日数のところですね。従事日数も一度、提出していただいた後に、確認はさせていただきました。お父さんとお母さんも併せて300日ですね、されてると。農機具のほうもトラクターとか乾燥機に関しては借りられて、軽トラのほうは所有されているということで、お伺いはさせていただいてます。上の段の5, 944っていう耕作面積があるんですけども、こちらを●●のほうでお持ちなんですね。●●●の農業委員会に照会かけさせていただいて、良好であると、荒れたりそういうことはないということでお持ちなので、事務局としてはそこまでは確認させていただいてます。

(●●委員)

それは、お父さんお母さんの分で3人、従事者3人やけどね。そのお父さんお母さんですら、我々、私、隣で見てる限り、農業してるようにはないです。だからこれは虚偽や言うんですわ。この申請がね。だから、もっとやり方を農業委員会から指導してね、この上の問題は大丈夫ですわんやわ、特定遺贈ちゅうのは。これには反対するわけやないねんけどね、この嘘の申請をかけてきたちゅうことがね、私はものすごい引っかかるんですわ。全く、近所に聞いてもうたらわかりますわ。全く百姓なんてしてません、この親も。そこんところをね、どんだけ調べられたかっていうことですわ。

(会長)

事務局はありますか。

(事務局)

3条のこの申請で誓約書であったり、営農計画書のほうで今後の日数、計画であるところはあると思うんです。今、現在どこまで確認してるかっていうところなんですけど、事務局といたしましては、代理人さんにそのような状態までは確認させていただいてますし、今後、ここに関しては、そのような形でされていかれるというふうな判断もさせていただいてます。

(●●委員)

この5, 944ですか、これも聞いてますけどね、これもおそらく他人がしてるということなんですよ、本人さんは農業なんてしてません。だから、それが虚偽や言うんです、私は。だから、まともなことを書いて、書くようになんでそっちで指導してやらへんかったんかなと思ってね。こういうやり方やったら嘘ですよ、これは。だから私は賛成しづらいつちゅうんですわ、上はどうもないんです。この譲受人の、この項が全く農業されてない人です、親に対しても。それをね、どこまで調べられたんか、そら、ここの●●さんが●●にいるさかい、そうだったんかは知らんで、俺。だから、どこまで調査されたか。こんな嘘で通んのやったら、誰でも嘘書いてきますわ。

(事務局)

そうですね、日数としましては、計画でもあるので、今、現在そこまでっていうのも正直あるとは思いますが。今後のことも踏まえて、ご家族で300日、農機具とかも借りてされるということで、営農計画書でも出していただいていますので、うちはそれを信じてると言うたらおかしいかもしれないですけども、それで受付させていただいています。

(会長)

はい、●●●委員。

- (●●●委員) 今の関連ですけども。これ、計画書ちがうのとちゃう、現在の状況ですやろ、下に書いてるのは。現状やったら、今、現在やってるいうことになってんの違いますか。計画書やったら計画書って、書かはったらいい。これからの計画で出さはったらええと思うんです。その代わり計画書やったら、必ず半年後とか1年後には結果を見なあかん。それでなかったら計画じゃないもん。
- (●●委員) そやね。誰が確認してくれはるかやね、それを。
- (会長) 事務局、どうです。
- (事務局) そこは事務局のほうで、ある一定の期間って言ったらあれかもしれませんが、様子というか、状況のほうは確認は当然させていただきます。
- (●●委員) それやったらまず、ここに出すまでにね、いっぺんほんまかどうか言うて確かめてほしいわ。本当に農業してんのかしてへんのか。どう見てもしてるようにならない。
- (●●●委員) 貸してるんやったら貸してるって、そうやって書いたらいい。
- (●●委員) そう書いてくれたらいいねん。
- (●●●委員) ほんまにそんなんええねん、別に。
- (●●委員) 何も上で反対してへんねんやさかいにね。この嘘を書いているのに、私は言うてるだけで。それで農業委員とおるんやったら、みんなそうしてくるやろ。



(会長) 特定遺贈についてはもうそれで、これはね、もう仕方がない。

(●●委員) 地元の農業委員とか農地最適化委員さんに何にもあらへんねんや、これ。聞いたこともあらへんやん。聞いたらこんなもん、絶対あかんって言うわ、俺。農業してへんて言うて。それを平気で通してくるんやからね。ここで嘘の、総会ですよ。総会で嘘の書類が出てきたんですよ。そんなん、通せるはずあらへんやん。

(会長) そのほか何か、地元の委員さんからこのような発言が出ておりますけど、そのほか皆さん方からご意見があれば頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょう。

(●●委員) ただね、これが通すようなことがあればね、農業委員会は嘘でも通るということや。農業委員会っていうのは行政委員会や、大変な委員会やと思うねん。それをこんな嘘の書類で通したらね、これ責任あると思う、後々。これ差し替えてちゃんとしたこと書いてくるんやったら別やで、指導しはって、こうしたらええというのを。何も特定遺贈に反対してるわけやないんですさかい。この譲受人の農業してるっていうのが間違いやっちゅうんですわ。

(会長) この資料の下の部分ですね、この部分に異議があるっていうことですね。事務局どうです。

再度ですけど、委員さんから何かございませんか。  
はい、●●委員。

(●●委員) 直接中身ではないんですけれども、この議案書になる、今日に至るまでに、地元委員の照会っていうのがありますね。地元、まさしく●●の案件ですし、私の担当なので、照会というか、事前にいただいているん

(●●委員)

ですけれども、今、言われたこと全くそんなん承知する術も無かってというのが現状なんです。あの事前の意見照会っていうのは、この会議をスムーズにするためっていう意味やと思うんですけども、まさにこの地元の方で、こうやって所有者が、●委員のほうがよくご存知でというのが今やと思うんですけども、ちょっとそのへんがね、ちょっと本題とはずれるんですけども、意見照会してもうて、スムーズにこれを進めるために、それで●さんが言わはった、こんなもん適当やないっていうのもわかりますし、なんかそこもちょっと後の話としてね、ちょっとどうすべきかなっていうのはちょっと課題があるかなと思います。ちょっと意見だけ言わせてもらいました。

(会長)

事務局、何かありますか。そのほか何か、委員さんのほうから、ご意見等ございますか。

(事務局長)

今、色々ご質問いただいています。農作業の従事日数というところになるんですけど、実際、これについてはこの3条の許可を得た後ですね、営農計画に基づいて年間どれだけの人が農業に従事するかっていうところの予定の計画日数も含まれておりますので、●●●のほうでも、この遺贈によって相続をされて耕作をされ、そして今回、久御山町のほうでも同じく遺贈によってこの農地を譲り受けるということで、この農地を譲り受ける人については、農業する人でないと譲り受けられないというような原則もありますので、農業するという、今後、農業するということでのこの申し出の下の部分になりますので、そういったところを代理人であります、法廷の遺言執行者の方に何度か確認させてもらう中で、今回、この様式を作成した、そして今日諮らしてもらってるような状況になっておりますので、今後、このような日数において、農業

(事務局長) 経営をしていくというところの日数にもなっておりますので、そのあたりはご理解お願いしたいと思いません。

(●●委員) それね、今、またあったけど、農業経営の状況やねんこれ、現在。計画っちゅうのは、今あったやん、計画じゃないねん。計画やったら計画って書いてくれなあかんし、もうひとつ紙を付けて、こんな、そこに確約書があるのか知らんで、それを付けるとかね、なんとかしてもらわんことには。こんなもん、農業経営の状況等ってこんなもん、300日、3人が係ってるということは滅多にない。あったらわし、腹切ってまうわ、ほんまに。それくらいのつもりで言うてるさかい。

(会長) 事務局どうです。

(事務局長) もう一度説明させていただくんですけど、今、実際300日してるってわけじゃなくて、ここの農地を。

(●●委員) 状況を書いてんねんこれ。

(事務局長) 状況等ですね、状況等っていうところで、今の状況も踏まえ、今後の計画も踏まえて、どういうふうな農業経営をされていくかってところの表記にはさせていただいておりますので、そのあたりで判断をお願いしたいというふうには思っております。そのあたりを今後、言われるようにきっちり農業委員会なりが状況把握する中で、農業していただくように指導を重ねていくということになるろうかと思えます。

(●●委員) できひん、絶対できひん。遺言執行者呼んだらええねん、どこまで調べて書いてんねや。

(会長)

その他、委員さんよろしいですか。どうです、ご意見ございませんか。はい、●●●委員。

(●●●委員)

最後にしますけども、これから農地、これ3年前に死んだはんねん。相続のその時に家とかは名義書き換えて確かに相続しはってんけど、1年後に売った、転売してはるねん。そういう家やから特に心配してるわけです。これ相続で受けといて、もうすぐにこれ転売して、この300日も人がやってはってもかまわへんと思うねん別に。ほんなら受取人、やってる人が違う人やということを書いたらいいねん。今まで誰々に作ってもらってましたということを書いたらいいと思うんですけども、これ実際の話、300日やったら、今まで2年の間ずっとやってはったんかな思て。これ亡くならはる前から、もう家では何にも畑やってはらへんねん、ここの家は、●●さんとこは。●●さんが入院して、そうとう昔からもう足悪くて動けへんねん、旦那さん死んでいいひんだから。こんな状況で、それから土地、どんなしてやってはったかな言うねん。これ誰が持ってきはったんかは知らんけど、ここに持って来たんか、弁護士さん持ってきたんか知らんけど、弁護士さん持ってきたらこれ、弁護士さん、虚偽で訴えられるで、これ。

(●●委員)

虚偽やと思う、これ。

(会長)

今、色々のご意見いただきましてですね、先ほどから、●●委員が言われてるように、この上の遺贈については何も異議はないということで、この下の部分ですね、これが少し問題やというようなふうになってるかと思しますので、この下の部分をですね、正しくというんですか、現状に合わせた形でですね、記載していただくということで、そういう意味で、●●委員、よろしいですか。

(●●委員)

ほんで今日はどうすんねや。

(会長)

だから保留するとかね。

(●●委員)

保留にしてもらうんやったら、結構です。

(会長)

このまま採決とってもっていうんで、保留してね、その辺のところを定かにすれば、また皆さんのね、今、ご意見いただいた方々の思いがですね、満足するんじゃないかと思えますので、そういう形でよろしいですかね。なければ本日はこの案件については1ヶ月、来月ですか、1ヶ月保留をさせていただいて、きちっと事務局のほうで弁護士さんのほうにもう一度、再度聞いていただいでですね、現況にあった状況ですね、明記していただいで、委員さんの判断をあおぐということにしたいと思えますが、よろしいでしょうかね。そういうふうにしたいと思えますが、どうです、よろしいですか。採決はとりませんけども、よろしいですか。

～ はいと言う者あり ～

(会長)

それでは、そういうことでですね、1ヶ月、これをきちっと明記していただいた上で再度、委員会のほうに審議としてやらしていただくということしたいと思います。

それでは次の、受付番号18ですね、18について事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号18について議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成

(事務局)

いたしました農地法第3条調書については、議案書4ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、受付番号18の案件につきまして、事務局より説明がございました。この件につきまして、何か皆さん方からご意見があれば頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第1号受付番号18を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号19について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号19について議案書5ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。譲渡人については、議案書6ページの別紙をご覧ください。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書7ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページと4ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。



(事務局)

先ほど見ていただいたようにすでに貸付を行っておられますので、調書の3番、相続税申告期限前に特定貸付を行っているに該当しております。

所在地のほうにつきましては、詳細地図及び該当農地の写真の5ページ、6ページ、7ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第2号受付番号1につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号1について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号2の案件につきまして、事務局より説明を願ひます。

(事務局)

議案第2号受付番号2について議案書10ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。備考欄にありますとおり、こちらの農地も5筆中4筆は●●●●●●●●に貸付されています。1筆のみご自身で管理されるということです。

また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予、入口調書については、議案書11ページをご覧ください。先ほどと同じく、調書の3番にマルがついておりますが、こちらは相続人が管理される農地もありますので、相続人の農業経営の状況等も記載してあります。



(事務局)

所在地のほうにつきましては、詳細地図及び該当農地の写真の8ページと9ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号2、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号2について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をします。

続きまして、議案第3号に入ります。議案第3号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、納税猶予の出口の案件を議題をいたします。

それでは、議案第3号の案件について、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いをいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号5の案件につきましては、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地につきましては、特に問題ないものと思われます。

(会長)

続きまして、議案第3号受付番号5の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号5について議案書12ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。所在地については、詳細地図及び該当農地の写

(事務局)

真の10ページをご覧ください。  
会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号5の案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号5について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をいたします。

続きまして、議案第4号に入ります。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、まず利用権の設定を議題といたします。

それでは、議案第4号受付番号36から受付番号42の案件について、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第4号受付番号36から受付番号42の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

続きまして、議案第4号受付番号36と受付番号37、この二件につきましては借りる方が同じですので、まとめて審議をします。また、受付番号37と報告第2号、議案書の後ろのほうについていると思いますが、報告第2号、農地の使用貸借解約通知書について、受付番号1は関連する内容ですので、こちらもま

(会長)

とめて報告を願います。事務局よりお願いをいたします。

(事務局)

まず、議案第4号受付番号36について議案書13ページ上段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

次に、受付番号37について説明する前に、関連する内容として、報告第2号受付番号1を先に報告します。

報告第2号受付番号1について、議案書28ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。本件については、令和4年4月8日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

改めまして、議案第4号受付番号37について議案書13ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書14ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の11ページと12ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案案件、議案第4号受付番号36と受付番号37、及び報告第2号受付番号1につきまして、何かご意見ご質問あれば、頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号36と受付番号37について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長)

挙手多数。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号38の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号38について、議案書15ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書16ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の13ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第4号受付番号38、この案件につきまして、何か、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号38について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

挙手多数。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号39と40ですね、受付番号40については、借りる方が同じですので、まとめて審議をします。事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号39について議案書17ページ上段をご覧ください。

次に、議案第4号受付番号40について議案書17

(事務局)

ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書18ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の14ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号39と受付番号40、この二件につきまして何か、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号39と受付番号40について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

挙手多数。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号41について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号41について、議案書19ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書20ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の15ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号41について、ご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号41について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号42について、それから受付番号43、これについては借り手が同じですが、委員に関する案件もございますので、別々に審議をします。まず、受付番号42について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号42について議案書21ページ上段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書22ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の16ページをご覧ください。右側の、第二京阪道路側の農地です。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号42について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号42について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

(会長)

これから審議していただく議案第4号受付番号43につきましては、●●●●委員に関する案件でありますので、久御山町農業委員会会議規則第20条の場合に基づきまして、退席のほうお願いをいたします。

(●●●●委員 午後2時10分 退席)

(会長)

それではまず、議案第4号受付番号43の案件について、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第4号受付番号43の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題のないものと思われれます。

(会長)

続きまして、議案第4号受付番号43の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号43について議案書21ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、先ほどと同じく議案書22ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真のこちら先ほどと同じ、16ページのほうをご覧ください。左側の農地になります。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号43、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいか。特にご意見ご質問もないようござい

(会長)

ます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号43について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●●●委員 午後2時11分 入室)

(会長)

続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、所有権移転を議題といたします。

議案第5号受付番号3と受付番号4及び受付番号5と受付番号6はそれぞれ関連する内容がありますので、どちらの案件も、農地の取得者が同じですので、まとめて審議をします。まず、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第5号受付番号3から受付番号6の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題のないものと思われれます。

(会長)

それでは、議案第5号受付番号3から受付番号6について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第5号受付番号3について議案書23ページ上段をご覧ください。所有権を移転する者については、24ページの別紙のほうをご覧ください。

次に、議案第5号受付番号4について議案書23ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、議案第5号受付番号5について議案書25ページ上段をご覧ください。



(事務局)

次に、議案第5号受付番号6については、議案書25ページ下段をご覧ください。こちらのほうも内容については記載のとおりです。受付番号3と4及び受付番号5と6、どちらも最終的には同じ方へ所有権が移転する案件です。

また、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書26ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の17ページと18ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第5号受付番号3と受付番号4及び受付番号5と受付番号6、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号3と受付番号4及び受付番号5と受付番号6について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

本日の審議の案件につきましては、これで全て終わりたいと思います。これより報告案件に入ります。

それでは報告第1号受付番号1、農地形状変更事業についてを事務局より報告を願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号1について、議案書27ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

(事務局)

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の19ページをご覧ください。

本件については、令和4年3月30日付けで会長専決し、届出者に対して承認書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号1の報告がございました。農地形状変更事業ですが、これにつきまして何かご意見等ございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようです。

それでは、第2号につきまして、報告第2号につきましては先ほど報告が済んでおりますので、本日予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

(●●委員)

質問よろしいか。

(会長)

はい、どうぞ。

(●●委員)

利用権設定で、ちなみに13ページなんですけど、始まる期間が令和4年の6月1日となっておりますけども未来ですね。ところがもうすでに写真でも見るように、これは●●がネギを植えている状態なんです。こういう場合、この審議の対象としては、この6月1日という意味づけはどういったらいいんか。

(会長)

事務局どうです。

(事務局)

上のほうの36っていうのは再設定なので。

(●●委員)

37。

(事務局)

上のほうは再設定なので5月1日からで継続して、そっから4年という設定をさせてもらってて、37っていうのは、この5月6日の総会にかけてなので、6月1日からの貸し借りに日としてはなってきます。

(●●委員)

だからその日をね、どのようにとったらいいんですか。もう既に利用されてるわけですよ。現地調査で見てね、特に別に荒れてるわけじゃないんで、オーケイサイン出すと思うんやけども、要するに期間以前にもうすでに利用しているっていうのは、総会として認定する条件とかどうのこうのには入らないんですか。

(事務局)

そうですね、そこに関しては特に問題ないです。

(●●委員)

ということはね。農業委員に申請あがったときにはね、もう既に変なこと、こういう正常な場合はいいんですけどね、変なことをやっていて、要するに許可が出ないような状態のことをやっていて、農業委員に申請が出たらもう、あとの祭りの状態でここであがってきたら、どう扱うの。いやいや、未来形の、それは復元しますかとかいう口頭でもとおすわけ。

(事務局)

当然、うちのほうも現地調査行くまでにも現地は確認させてもらってますし、その際に確認させてもらって、違う、本来正しい借り方でないという場合は指導させていただいております。

(●●委員)

期間を、今日の総会に先立って、期間はオーケイなってるけども、先行して使用しているっていうのは問題ないんですね。

- (事務局)                    そうですね、はい。
- (●●委員)                    問題ないの、なんで。ほんなら許可は、申請している意味がない。
- (事務局)                    問題ないというか、ヤミ小作というふうな扱いにはなりませんけども。
- (●●委員)                    そしたらこれ、ここで審議している母体がね、揺らいでいる状態で何故、全員が審議せないかんのと。事後承諾になっているんですよ、事後承諾でいいんですか。
- (事務局長)                  本来、農地を農業として使ってもらう上ではヤミ小作では駄目なんですね。ちゃんと正式に農業委員会の許可をとって利用権設定を定めることが基本になってますので、実際は先に使わせてもらってるけれど、ちゃんと農業委員会の届出を出して許可をもらうというところに、こちらのほうとしては、指導しているので、こういったケース多々あるとは思いますが。ヤミではなくて正式に届けてくださいというところの事例になるかと思しますので、先に使ってることがあったとしても、それはあるケースだというふうには把握しています。
- (●●委員)                    これ、たまたま私、耕作してる隣なんで気がついたんやけども、そういうコメントはここには入れないの。要するに、実態に沿ってない状態で審議してるのはおかしいんじゃないですか。コメント入ってたらね、前倒しで利用してると。総会としては5月なんで、6月1日からという時期になってるけど、実態はもう先行してますよというようなコメントがあって然るべきじゃないかと思えます。

- (事務局長) それは、総会での口述の中でそういった文言を付け加えたらどうかってことですよね。書類のほうには書けませんので、現地調査の中でそういった話はさせてもらいます。ですが、書類上にそういった、先行して使ってますってことはヤミ小作を公にするようなことになりますので、それは書かない、書けませんので。
- (●●委員) 事務局からの説明のときに、それがほしいですね、その言葉が。
- (事務局) 現地調査の、会長もしくは職代及び農業委員さんのほうで3名出てきてもらってますし、そこでのコメントとかでは説明のほうはさせてもらうことはできるかなと思います。
- (●●委員) ここでは出来ないの、議事録に載るから出来ないの。
- (●●委員) それやったらおかしいね、6月1日や言ってるのにもう作ってるっちゃうのは。議事録載るのと載らへんもんとはちゃう。
- (事務局) うちのほうでも総会での口述書のほうにも入れさせていただけますでしょうか。
- (●●委員) それをもって、今、あげるっていうのがいちばん良いんじゃないのって。
- (事務局) わかりました。
- (●●委員) 今の状態はどこもかしこもそんな状態らしいんですけども、だから何か、形骸化してる気がする、期間についてね。ほんとだったら6月からね、田植えするから、稲を植えるから利用権設定して、6月1日から

(●●委員)

しますと、今日の総会で承認されたらスケジュールはぴったりするんやろうけども、無理があるから、こんな状態になってると思うんやけども。説明をしっかりとってもらったらいいとしか落としどころはないと思うんですけど。

(事務局)

そうですね、うちのほうも分かる範囲で説明はさせていただきます。

(●●委員)

いやいや、分かる範囲じゃないねん、これ申請あげはったときにはね、もう既に作ってるわけですよ。そこを確認したら分かるでしょ、まだ作ってないですねとかね。今、いちばん最後にね、利用権設定の廃止っていうのとセットなんですよ。引渡しの時期が3年に10月30日に引渡してるわけですよ。それからこの6月をもって、その間、もうすでに着手してるっていう状況なんでね、これ申請あげられる時点でわかると思うんですよ。

(●●委員)

あのね、私も言いたいののはね、先ほども言ったように、これは総会やねんから、ちゃんとした書類を出してくれんことには、これ皆さんで審議すんのやろ、これ。これ結果オーケイ、オーケイやないということを決めて、京都府どこやら報告していくんやんか。それをそのさっきもそやった、虚偽の報告したり、こういうなデタラメ、デタラメじゃないやろうけどやで、今、説明きいたら。そういうなことするんやったら、そこへ明記せなあかんわ、これ。みんな何も分からんと、私も手挙げましたよ。今、周りの人からそういう話が出て、もう既に作ってるでという話が出たやん。それで通んのやったら、何書いてきても総会でかけんのにやで、何書いてきてもええわけや。事務局がオーケイやったらそれでオーケイやねん。それではこの農業委員会の意味がないと思うねんけどね、私は。

(事務局長)

今回のことで色々ご意見いただいているかと思うんですけど、こちらとしてはやはりヤミではない正式な届出によって、利用権設定をさせていただいて、それをもって正しく次の耕作される方が農地を活用してもらっているところの基本がありますので、その審議をするために、利用権設定の届出をしてもらっていますので、今後についてもご意見いただいていますように、きっちり窓口で聞くようにして、事実確認はした上で適正な説明が農業委員さんにさせていただけるような努力はしていきたいと思っておりますので、ご協力のほど、またお願いしたいと思っておりますし、色々確認する中で、地元の農業委員さんなりにお問い合わせすることもあるかと思っておりますが、その時は適宜、対応等お願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(会長)

●●委員よろしいですか。

それではですね、一応、議案の審議は終わりました。

————— 午後2時25分 終了 —————